



ベースアップ評価料について

当院では、2024年6月施行の診療報酬改定により新設された「ベースアップ評価料」の算定を実施しております。

「ベースアップ評価料」は、医療従事者の賃上げを行うことにより、人材確保に努め、良質な医療提供を継続するための国の取組みです。

これに伴い、患者様の診療費に下記点数を加算いたしますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ※1日につき

初診時 23点

再診時 6点

訪問診療時

イ 同一建物居住者以外の場合 107点

ロ イ以外の場合 26点

※ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、全て医療従事者の処遇改善に充てられます。